

# 那須塩原市雨水処理施設設置指導要綱

## (目的)

第1条 この告示は、市内における土地開発事業に対する行政指導の基準を定め、雨水処理施設の整備を促進することにより、雨水の流出抑制を図り、道路の冠水、河川の氾濫等の防止に寄与し、広域的に市民の生活環境を保全することを目的とする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地開発事業 土地の区画形質の変更及び建築物の建築をいう。
- (2) 開発区域 土地開発事業を行う土地の区域をいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 建築 基準法第2条第13号に規定する建築をいう。
- (5) 事業者 土地開発事業を行うすべての者をいう。
- (6) 駐車場等 駐車場、資材置場、運動・レジャー施設、墓園及びペット霊園をいう。
- (7) 既存宅地の敷地 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条並びに合併前の黒磯市の区域にあつては黒磯市土地開発指導要綱（昭和58年黒磯市訓令第5号）、合併前の西那須野町の区域にあつては西那須野町土地開発事業指導要綱（昭和58年西那須野町告示第26号）及び合併前の塩原町の区域にあつては那須塩原市土地開発事業指導要綱（平成17年那須塩原市告示第98号）の適用前に宅地として一体的に利用されていた区域をいう。
- (8) 予定建築物等 法第30条第1項の予定建築物等及び那須塩原市土地開発指導要綱（平成20年那須塩原市告示第88号。以下「開発指導要綱」という。）又はこの告示の開発区域内において予定される建築物をいう。

## (適用範囲)

第3条 この告示は、開発区域の面積が1,000平方メートル以上の次に掲げる土地開発事業に適用する。

- (1) 建築物の建築のための土地の区画形質の変更
- (2) 駐車場等の建設のための土地の区画形質の変更
- (3) 既存宅地の敷地における建築物の新築
- (4) 法第36条第3項の規定による公告、開発指導要綱第16条第3項の規

定により交付された検査済証又は第8条の規定により交付された適合通知書に記載された開発区域内における予定建築物等以外の建築物の新築及び増築

(協議及び設置)

第4条 土地開発事業をしようとする事業者は、あらかじめ、雨水処理の設置計画について市長と協議の上、雨水処理施設を設置するものとする。ただし、次に掲げる場合における土地開発事業については、この限りでない。

- (1) 開発指導要綱第4条の規定により協議する場合
- (2) 法第29条第1項第2号又は同項第4号から第11号までに該当する場合
- (3) 法第29条の許可を要する場合
- (4) 法第42第1項ただし書の許可を要する場合
- (5) 既存の雨水処理施設により、概<sup>おおむ</sup>ね必要容量を満たしている場合

(指導基準)

第5条 雨水処理施設は、開発指導要綱別記の那須塩原市土地開発技術的指導基準のうち、雨水及び汚水の処理に関する基準に適合した施設であることを原則とする。ただし、当該基準中雨水浸透槽の管理幅の構造はコンクリート敷としないことができる。

(協議の手続)

第6条 事業者は、第4条の規定により協議するときは、雨水処理施設の設置計画書(様式第1号。以下「計画書」という。)に次に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 位置図及び案内図
- (2) 求積図
- (3) 造成計画平面図及び造成計画断面図
- (4) 雨水処理施設容量計算表
- (5) 雨水処理施設構造図

2 計画書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

3 市長は、計画書による雨水処理施設が前条に規定する基準に、適合していないと認める場合には、事業者<sup>事業者</sup>に当該基準に適合するために必要な措置を求めるものとし、適合していると認める場合には、協議を終了する。

(工事完了届)

第7条 事業者は、工事が完了したときは、工事完了届出書(様式第2号)に雨水処理施設の工事写真を添付して、速やかに市長に提出するものとする。

(工事の検査等)

第8条 市長は、前条の工事完了届出書の提出があったときは、遅滞なく、工事が計画書の内容に適合しているかどうかについて検査し、当該検査の結果適合していると認めるときは、適合通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前までに、那須塩原市雨水処理施設設置指導要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第6条関係）

# 雨水処理施設の設置計画書

年 月 日

那須塩原市長 様

事業者 住 所  
氏 名

印

那須塩原市雨水処理施設設置指導要綱第6条の規定に基づき、次のとおり提出します。

土地の所在及び地番	那須塩原市
土地の面積（㎡）	㎡
目 的	
※受付欄	備 考

添付図面 ①位置図及び案内図

②求積図

③造成計画平面図・造成計画断面図

④雨水処理施設容量計算表

⑤雨水処理施設構造図

様式第2号(第7条関係)

# 工 事 完 了 届 出 書

那須塩原市長 様 年 月 日

事業者 住 所  
氏 名 ⑩

次の工事が完了したので、那須塩原市雨水処理施設設置指導要綱第7条の規定により届出ます。

1. 工事完了年月日 年 月 日
2. 土地の所在及び地番
3. 土地の面積 (㎡)
4. 目的

※受付番号	年 月 日 第 号
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	適 ・ 否

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

様式第3号(第8条関係)

# 適 合 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

那須塩原市長



次の雨水処理施設設置工事は、年 月 日検査の結果、那須塩原市雨水処理施設設置指導要綱第6条に規定する計画書の内容に適合していることを通知します。

1. 計画書提出年月日	年 月 日
2. 土地の所在及び地番	
3. 土地の面積 (㎡)	
4. 目的	